

共和町国土強靱化地域計画

(素案)

令和2年1月
共和町

目 次

第1章	はじめに	1
第1項	計画策定の趣旨	1
第2項	計画の位置付け	1
第3項	計画期間	2
第2章	町における国土強靱化の基本的な考え方	3
第1項	町の概況と過去の災害	3
1	位置及び面積	3
2	地勢及び気候	3
3	過去の災害	3
第2項	基本目標	4
第3章	脆弱性評価	5
第1項	脆弱性評価の考え方	5
第2項	脆弱性評価において想定するリスク	5
第3項	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	6
第4項	評価の実施手順	6
第5項	評価結果	7
1	人命の保護	7
2	救助・救急活動等の迅速な実施	12
3	行政機能の確保	14
4	ライフラインの確保	15
5	経済活動の機能維持	17
6	二次災害の抑制	18
7	迅速な復旧・復興等	19
第4章	町における国土強靱化のための施策プログラム	20
第1項	施策プログラム策定の考え方	20
第2項	施策プログラムの推進	20
第3項	重点事業の設定	20
第4項	町における国土強靱化のための施策プログラム	21

1	人命の保護	21
2	救助・救急活動等の迅速な実施	25
3	行政機能の確保	27
4	ライフラインの確保	27
5	経済活動の機能維持	30
6	二次災害の抑制	30
7	迅速な復旧・復興等	31
第5章 計画の推進管理		32
第1項	施策ごとの推進管理	32
第2項	PDCA サイクルによる計画の着実な推進	32
別表：重点事業一覧		33

第1章 はじめに

第1項 計画策定の趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

こうした中、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成26年6月に基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定された。平成30年12月には、国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見等を反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置付けた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。

また、北海道においては、高確率の発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪等の自然災害リスクに対する取り組みを進め、北海道における国土強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」が平成27年3月に策定されるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

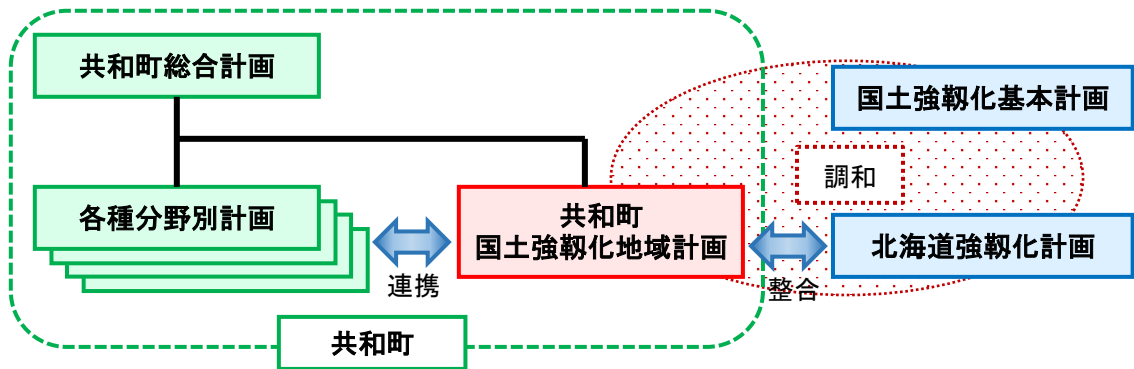
共和町（以下「町」という。）においても、自然災害に対する脆弱性を見つめ直し、町における国土強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、町の持続的な成長を実現するために不可欠な課題であることから、国、北海道、民間事業者、町民等と連携し、これまでの取り組みをさらに加速していく必要がある。

こうした基本認識のもと、町における国土強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、「共和町国土強靱化地域計画」を策定する。

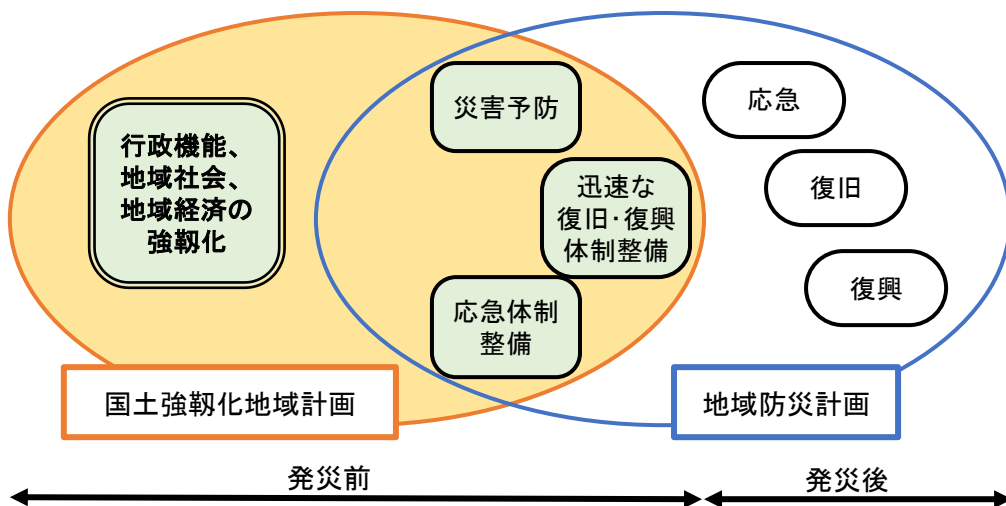
第2項 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定する。

国土強靱化地域計画は、町の計画における国土強靱化に係る部分についての指針となるべき計画であり、基本計画と調和するものとなる。そのため、北海道強靱化計画に定められた施策の展開方向と整合を図り、基本計画や北海道強靱化計画と調和した計画とするとともに、共和町総合計画をはじめとする町の各種計画と連携し、町における国土強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置付ける。



また、「共和町地域防災計画」が、地震や洪水などの「リスク」を特定し、そのリスクへの対応をリスクごとに取りまとめるものであるのに対し、本計画は、あらゆるリスクを見据えつつ、平時の備えを中心とする包括的な対応策を取りまとめるものである。



第3項 計画期間

町における国土強靱化の実現には、長期的な展望を描きつつ、社会情勢の変化、国や北海道における国土強靱化の状況等に応じた施策の推進が必要となることから、基本計画及び北海道強靱化計画を踏まえ、本計画の計画期間は、5年間（令和2年度～令和6年度）とする。

第2章 町における国土強靱化の基本的な考え方

第1項 町の概況と過去の災害

1 位置及び面積

後志地方の中央やや西北寄りに位置しており、北緯42度53分から43度05分、東経140度31分から140度46分の間にある。東西端の距離が20km、南北端の距離が23kmであり、面積は304.92km²である。

2 地勢及び気候

地勢は、東、南、北の三方を山で囲まれ、中央を東から西に流れて日本海に注ぐ堀株川の沖積地として平坦地が半扇型に日本海に開けている。川沿いに開ける平野部の北側は、南西に向かって緩傾斜する開析扇状台地で、概ね100mの等高線を境にその北側は急峻な山岳地帯となり、南側は北西傾斜台地で北部に比べて傾斜が強かつ多くの沢に分断された山麓傾斜台地となっている。

気候は、緯度に対して、夏は温暖でやや雨量が多い。冬は北西の季節風が強く、積雪が平野部で1mを超えて吹きだまりを生じ、山麓に近づくにつれ深雪となる。4月以降の気温上昇は早く、夏期は高温で道央、道南地域とほぼ同様の気候となる。

3 過去の災害

(1) 風水害

共和町における自然災害で最も頻発している災害である。

昭和36年豪雨および昭和37年台風では、堀株川の氾濫により未曾有の災害が発生しており、これを契機に堀株川整備が着手され、現在も続いている。

さらに昭和50年、昭和56年の台風、また昭和62年台風などでも全町的に被害が大きく、町にとって最も身近で対策を要する災害である。

直近で被害の大きい風水害は平成22年7月の大雨において、床下浸水5戸、畑冠水36.8ヘクタール、河川4か所、道路決壊8か所、下水道2か所、がけ崩れ1か所、治山施設1か所の被害があった。

(2) 地震

平成5年7月の北海道南西沖地震において、道路決壊13か所、河川決壊7か所、住家半壊1棟、住宅一部破損27棟、非住家半壊1棟、田畑被害箇所5か所、用水路破損2か所の被害があった。

第2項 基本目標

町における国土強靱化は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、重要な社会経済機能を維持するためのものであり、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取り組みである。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化などの町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、町の持続的成長に資するものであることが求められる。

そのため、いかなる大規模災害等が発生しようとも、次に掲げる4つの基本目標を達成することを目指し、町における国土強靱化に資する取り組みの総合的な推進に努めるものとする。

【共和町国土強靱化地域計画の基本目標】

- 1 人命の保護が最大限図られること。
- 2 町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- 3 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小限にとどめること。
- 4 迅速に復旧・復興がなされること。

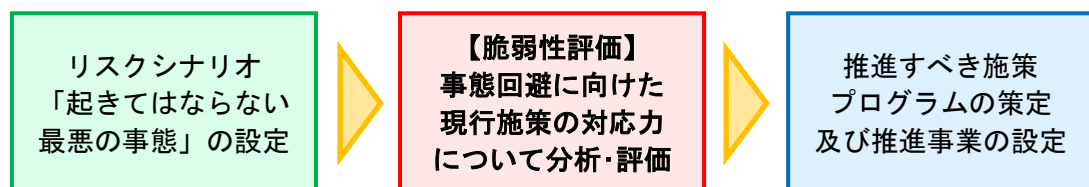
第3章 脆弱性評価

第1項 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的かつ効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

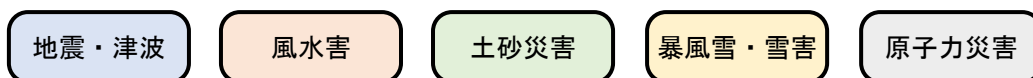
町においては、本計画に掲げる町における国土強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、次の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



第2項 脆弱性評価において想定するリスク

基本計画及び北海道強靱化計画と同様に、大規模災害全般をリスクの対象とした。その上で、町に甚大な被害をもたらすことが考えられる次の自然災害等を具体的なリスクとして想定した。



第3項 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」や、北海道強靱化計画で設定されている7つのカテゴリーと21のリスクシナリオをもとに、町の地域特性等を踏まえ、7つのカテゴリーと20のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	1-2 土砂災害による死傷者の発生
	1-3 大規模津波等による死傷者の発生
	1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
	1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3 行政機能の確保	3-1 行政機能の大幅な低下
4 ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止
	4-2 食料の安定供給の停滞
	4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
	4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5 経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6 二次災害の抑制	6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生
	6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7 迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
	7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

第4項 評価の実施手順

前項で定めた20のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データ等を収集し、参考指標として活用した。

第5項 評価結果

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

① 住宅・建築物等の耐震化

- 住宅の耐震化は、所有者の意思に委ねられるためにあまり進んでいないが、今後は、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務付けられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- 平成20年度に策定した共和町耐震改修促進計画の計画期間が経過したことから、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び北海道耐震改修促進計画等を勘案し、共和町耐震改修促進計画の改定を検討する必要がある。
- 小中学校、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設等の不特定多数が集まる公共施設の耐震化は完了しているが、これらの施設は、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、適切な維持管理等に努める必要がある。

② 建築物等の老朽化対策

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取り組みを進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が見込まれることから、共和町公共施設等総合管理計画及び各施設の個別施設計画に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。
- 個別施設計画を未策定の施設については、個別施設計画の策定とそれに基づく維持管理等を適切に行う必要がある。

③ 避難場所等の指定・整備

- 現在、指定緊急避難場所を43か所、指定避難所を27か所、それぞれ指定しているが、避難路等を設定しておらず、災害時の有効性を検証できないため、避難路等の設定を検討する必要がある。
- 現在、福祉避難所を1か所指定しているが、今後は、対象者の状況等を考慮しながら、指定する福祉避難所の数が適正になるよう検討する必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物等について、施設・設備の整備が行われているが、引き続き地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。

④ 緊急輸送道路等の整備

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や北海道と連携を図り、計画的に整備を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

▽ 住宅の耐震化率（昭和56年を基準）	74% (R1)
▽ 町有特定建築物の耐震化率	100% (R1)
▽ 町立小中学校の耐震化率	100% (R1)

▽ 町立医療施設の耐震化率	100% (R1)
▽ 社会福祉施設の耐震化率	100% (R1)
▽ 社会体育施設の耐震化率	100% (R1)
▽ 指定緊急避難場所の指定状況	43 か所 (R1)
▽ 指定避難所の指定状況	27 か所 (R1)
▽ 福祉避難所の指定状況	1 か所 (R1)

1-2 土砂災害による死傷者の発生

【評価結果】

① 警戒避難体制の整備

- 土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域について、北海道の実施する基礎調査等への協力により指定を促進するとともに、土砂災害ハザードマップの更新等により、引き続き、指定された区域の周知に努める必要がある。
- 近年、全国的に、土砂災害により多数の死傷者が発生していることを踏まえ、土砂災害避難訓練の実施について検討する必要がある。

【指標（現状値）】

▽ 土砂災害警戒区域指定数	15 か所 (R1)
うち土砂災害特別警戒区域指定数	14 か所 (R1)
▽ 土砂災害ハザードマップ作成状況	策定、全戸配布済み (H30)

1-3 大規模津波等による死傷者の発生

【評価結果】

① 津波避難体制の整備

- 今後、新たな津波浸水想定が設定されるなどの情勢変化があった場合、それに応じた避難体制の再整備が求められるとともに、ハザードマップや避難計画を改定する必要がある。

【指標（現状値）】

▽ 津波ハザードマップ作成状況	策定、周知済み (H30)
▽ 津波避難計画作成状況	策定済み (H23)

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

① 洪水ハザードマップの作成

- 洪水ハザードマップを作成し、全戸配布したのち、北海道河川の洪水情報の作成を受けて更新したが、町ホームページにおける周知にとどまっているため、より一層の周知に努める必要がある。

② 河川改修等の治水対策

- 町及び北海道は、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤等の治水対策を行ってきたが、進捗途上であり、近年浸水被害を受けた河川や住宅地付近を流れる河川等の改修に重点化するなど、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- 樋門・樋管、排水施設等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、老朽施設の補修等を計画的に行っているが、老朽施設が急増している状況にあることから、長寿命化対策の一層の推進を図るなど、優先順位を考慮した計画的な老朽化対策や施設の維持管理を適切に行う必要がある。

【指標（現状値）】

- ▽ 洪水ハザードマップ作成状況 更新済み（H31）

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

① 暴風雪時における道路管理体制、防雪施設の整備

- 除雪出動基準に基づく除雪や道路パトロールの実施による道路管理を行っており、除雪が困難と想定される暴風雪等の冬季異常気象時には、速やかに関係部局と協議して、防災無線により通行規制の情報提供や外出についての注意喚起を行っているが、今後も、迅速な情報提供に取り組んでいく必要がある。
- 視程障害や吹きだまりの特にひどい路線には、防雪柵を設置するなど対策を行っている箇所もあるが、今後も町政懇談会等の要望や現地の状況から必要の有無を判断し、必要箇所には防雪施設の整備に取り組む必要がある。

② 除雪体制の確保

- 町の除雪体制として、直営工区4路線（44.4km、8施設）及び委託工区9工区（合計147路線、90.07km、36施設）の除雪に対応しているが、重機の運転手が不足し、新規の担い手もないことから、効果的、効率的な除雪体制を構築していく必要がある。

【指標（現状値）】

- ▽ 防災行政無線のデジタル化率 0%（R1）※現在はアナログ式

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

① 冬季も含めた帰宅困難者対策

- 災害時の公共交通機関の運行停止による帰宅困難者の発生のほか、地域における冬の積雪・低温等の厳しい自然条件を踏まえた移動困難者対策として、一時待避所の確保とその周知、勤務地で被災した場合の行動に対する啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策を推進する必要がある。

② 積雪寒冷を想定した避難所等の対策

- 地域における冬の積雪・低温等の厳しい自然条件を踏まえ、避難所等における冬季防寒対策として毛布、ストーブ等の資機材の備蓄を進めており、今後も確保に努めるとともに、災害時に資機材を円滑に扱えるよう訓練を実施する必要がある。
- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

▽ 毛布類	2,250 枚 (R1)
▽ 非常用発電機	5 台 (R1)
▽ 暖房器具	20 台 (R1)

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

① 関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化

- 関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムの効果的な活用を図る必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムにより、北海道との情報共有が図られ、町民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。
- 防災対策において、北海道等との協力が不可欠であることから、今後も防災訓練等を通じて情報収集・共有体制の強化を図っていく必要がある。
- 災害時の通信回線を確保するため、北海道と出先機関、市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークや、被災による有線系統の通信不能時に情報伝達が可能な衛星携帯電話について、整備を促進する必要がある。

② 住民等への伝達体制の強化

- 避難勧告等の発令基準を設けていないため、各種災害に係る発令基準を策定する必要がある。

- 町民等への情報伝達手段として、アナログ式防災行政無線、広報車、ウェブサイト等を確保しているが、音声による情報伝達手段が多いため、防災行政無線のデジタル化等をはじめ、文字等を含む様々な情報伝達手段の確保に努める必要がある。

③ 観光客、高齢者等の要配慮者対策

- 災害発生時において、観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要であり、特に、外国人観光客については、災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあり、外国人観光客の安全・安心を確保するためにも、外国人向け災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 災害時要援護者台帳を整備し、援助者として民生委員や近所の住民を指名して、災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるように努めているが、今後は、地域での支援体制の構築に向けた検討が必要である。

④ 地域防災活動の促進

- 地域コミュニティが発達しており、町内会での意思疎通が図られているほか、各種サークル活動等も行われているが、災害発生時の対応に係る定め等はないため、地域防災力の向上に向け、コミュニティ活動が自主防災組織の活動につながるよう促進する必要がある。
- 消防団が9分団あり、消防団員が令和元年12月現在で158人いるが、定員は200人で、前年比7人減であり、活性化に向けて、消防団員の維持・確保が必要である。

⑤ 防災教育の推進

- 学校教育において、避難訓練や防災訓練を実施しているが、今後も継続的に実施していくとともに、北海道主催の1日防災学校等を通じ、より効果的な取り組みについて検討する必要がある。
- 学校教育以外の町民に向けた防災教育の実施について、検討する必要がある。

【指標（現状値）】

▽ 避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定	未策定 (R1)
▽ 〈再掲〉防災行政無線のデジタル化率	0% (R1) ※現在はアナログ式
▽ 自主防災組織活動カバー率	0% (R1)
▽ 消防団員数	158人 (R1)
▽ 学校での防災授業の実施	0クラス (R1)

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【評価結果】

① 物資供給等に係る連携体制の整備

- 地域防災計画に基づき、物流等の災害時の応急対策に必要な各分野において、北海道、他市町村、民間企業・団体等との間で応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを必要に応じて行うとともに、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 東日本大震災や北海道胆振東部地震における NPO やボランティアの活動実態等を踏まえ、支援活動や、関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備と防災知識等を有するボランティアの育成を促進する必要がある。

② 非常用物資の備蓄促進

- 財政負担の軽減にも配慮しながら、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取り組みを推進する必要がある。
- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するための啓発活動に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

▽ 防災関係の協定件数	16 件 (R1)
▽ 食料（アルファ化米）の備蓄状況	2,350 食 (R1)
▽ 飲料水の備蓄状況	500 リットル (R1)

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

① 防災訓練等による救助・救急体制の強化

- 地域防災計画の推進などにおいて関係行政機関の連携を図っており、今後も原子力防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊などと関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

② 自衛隊体制の維持・拡充

- 北海道に所在する陸上自衛隊の削減や部隊の統廃合等によって人員が不足した場合、災害発生時における対応に遅れが生じ、被害が拡大することが懸念されるため、人材の確保等に可能な範囲で協力する必要がある。

③ 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

- 災害対応能力強化のため、消防機関における災害用資機材の更新・配備や消防団の装備の充実を図る必要がある。

【指標（現状値）】

▽ 原子力防災訓練実施回数	1回（R1）
▽ 消防の演習等の実施回数	演習1回、訓練2回（R1）
▽ 広報紙への自衛官募集記事の掲載	年5回（R1）

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

① 被災時の医療支援体制の強化

- 被災時に、状況に応じた適切な医療救護活動を実施するため、北海道、医師会、日本赤十字社等の協力を得られるように、事前協議を行っていることから、引き続き町内外の医療機関や関係者との間で、災害時医療に係る支援体制の構築を図ることが必要である。

② 災害時における福祉的支援

- 災害時要援護者台帳を整備し、援助者として民生委員や近所の住民を指名して、高齢独居世帯や重度障がい者などに対する緊急対応を図っているが、今後は、地域福祉委員や地域での支援体制の構築に向けた検討が必要である。

③ 防疫対策

- 災害発生時においては、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期的予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。
- 大規模災害発生時における避難所等のトイレ機能の確保を図るため、非常用の使い捨てトイレ等の備蓄に努める必要がある。

【指標（現状値）】

▽ 民生委員の充足率	100%（R1）
▽ 予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率	100%（R1）
▽ 非常用使い捨てトイレの備蓄状況	2,300個（R1）

3 行政機能の確保

3-1 行政機能の大幅な低下

【評価結果】

① 災害対策本部機能等の強化

- 被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所等を地域防災計画に定め、概ね毎年度見直しをかけながら確認し、災害対策本部機能の運用に必要な資機材の整備、職員の非常用備蓄を進めているが、庁舎被災時における代替場所の設定が行われていないため、その検証・設定を推進するとともに、今後、訓練などを通じ、本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。
- 地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や救助・救出など重要な役割を担う消防団について、団員数が定員に満たず、減少しつつあることから、地域の防災力・水防力の維持・強化に向けて、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。

② 行政の業務継続体制の整備

- 災害時に庁舎や職員が被災し、人材や資源に限られる中で、影響を最小限に抑えながら優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるため、業務継続計画を策定するとともに、行政の業務継続体制の持続的改善に努める必要がある。
- 行政情報システムは、外部のデータセンター内のサーバで管理しているため、町において災害が発生した場合の情報システムの機能維持は可能だが、外部との通信が遮断された場合の庁舎内の非常サーバへの切り替え対応が可能な職員に限られるため、対応可能な職員を増やす必要がある。

③ 道外自治体との広域応援・受援体制の整備

- 大規模自然災害時の災害応急体制の確保を図るために、山形県上市市との相互協定を締結していることから、その効果的な運用のために受援体制の構築を図る必要がある。

【指標（現状値）】

▽ 〈再掲〉消防団員数	158人（R1）
▽ 業務継続計画の策定	未策定（R1）
▽ 山形県上市市との相互応援協定	協定済み（R1）

4 ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

【評価結果】

① 再生可能エネルギーの導入検討

- 再生可能エネルギーは、大規模自然災害等により既存エネルギーの生産基盤が打撃を受けた場合の代替機能としても期待できることから、公共施設の建て替え時における導入等について検討する必要がある。

② 避難所等への石油燃料供給の確保

- 災害時における避難所等への石油燃料供給の安定確保のため、石油供給関連事業者等との間で協定を締結しており、その協定が災害時に有効災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ▽ 施設等への再生可能エネルギーの導入 未導入（R1）

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

①-A 食料生産基盤の整備

- 町の農業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、食料需給に影響を及ぼすことが危惧される。こうした事態に備え、耐震化や老朽化対策等の防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

①-B 農業の担い手の確保

- 現在、町の農業は、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保等、町の農業の持続的な発展につながる取り組みを効果的に推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ▽ 農家戸数 376 戸（H30）
- ▽ 耕地面積 5,110 ヘクタール（H30）
- ▽ 認定農業者への農地集積率 93.8%（H30）

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

① 水道施設等の防災対策

- 平成 27 年度以降は耐震管を採用しているが、それ以前には非耐震管が布設されているため、耐震管への布設替えや老朽化が進む配水池の更新等、計画的な整備に取り組む必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要等を考慮した施設の更新や維持管理等、老朽化対策を推進することが必要である。
- 水道施設が被災した場合に備え、「災害等による水道施設被害に係る相互応援に関する覚書」を交わすなどしているが、緊急時の給水拠点の確保を図るための施設整備や応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

② 下水道施設等の防災対策

- 下水道施設については、平成 17 年に供用開始した施設のために耐震対策済みだが、今後も、適正な維持・修繕を続けるとともに、大規模改修の時期の検討等を考慮しながら、計画的な設備更新等に努める必要がある。
- 下水道処理区域以外の浄化槽について、国の補助制度を活用し、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

▽ 上水道の基幹管路の耐震適合率	40% (R1)
▽ 配水池の耐震化率	28.6% (R1)
▽ 下水道ストックマネジメント計画	策定中 (R1)
▽ 地震対策上重要な下水管渠の地震対策実施率	100% (R1)
▽ 浄化槽のうち合併浄化槽の設置率	16.7% (R1)

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

① 交通ネットワークの整備

- 北海道横断自動車道等の高規格幹線道路の整備が進むことにより、災害時の物資輸送や救援救急活動等を迅速に行えることが見込まれるため、未整備区間の早期完成や早期工事着手を促進する必要がある。
- 泊共和道路等の緊急輸送道路にアクセスする町道について、計画的かつ効率的に整備を進める必要がある。
- 近年の人口減少や少子化の影響で公共交通機関の利用者が減少しているが、災害時の被災者の交通手段として地域公共交通が不可欠なことから、平時から、既存の公共交通の維持・存続と利用者増加に向けた取り組みや、公共交通の空白地解消に向けた新たな地域公共交通の導入に向けた取り組みなど、利用者ニーズを把握した持続可能な公共交通体系を構築する必要がある。

② 道路施設の防災対策等

- 橋梁をはじめとした道路施設については、共和町橋梁長寿命化計画に基づき、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設については、破損等の状況に応じた維持補修、計画的な更新を含めた適正な維持管理を実施する必要がある。

③ 北海道新幹線の建設促進

- 東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成を進める上で、新幹線は基軸となる交通手段であるとともに、平時からのリスク分散や大災害時の緊急支援を円滑に進めるためには、北海道・本州間の陸路による高速輸送を可能とする新幹線の役割が大変重要であり、札幌までの延伸を可能な限り早期に実現するため、建設を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|-----------------------|----------|
| ▽ 町内を経由する高速・路線バスの路線維持 | 5路線（R1） |
| ▽ 橋梁の予防保全率 | 100%（R1） |

5 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

① 企業における業務継続体制の強化

- 災害時に、長期間にわたって企業活動が停滞する事態を避けるため、企業における業務継続計画の策定や災害に対する事前の備えに向けた取り組みへの支援について、検討する必要がある。

6 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

【評価結果】

① ため池の防災対策

- 町内に防災重点ため池が2か所あり、決壊時の浸水予測図が、洪水ハザードマップに包含して示され、住民に周知されているが、北海道による豪雨性等の調査が行われるため、調査結果に基づく対策を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

① 森林の整備・保全

- 自然災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

② 農地・農業水利施設等の保全管理

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、多面的機能支払交付金事業をはじめとする地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ▽ 町の森林面積 20,589ヘクタール（うち人工林3,574ヘクタール）(R1)
- ▽ 農地・農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数
17地区資源保全隊（R1）

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

① 災害廃棄物の処理体制の整備

- 現状は、共和町地域防災計画に規定する廃棄物処理計画及び岩内地方衛生組合策定のごみ処理基本計画に規定される災害廃棄物対策において対応していることから、早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定を進め、被災側と支援側の両面から広域的な視点に立った災害廃棄物の処理に関する体制を整備する必要がある。

② 地籍調査の実施

- 平成 28 年度に着手した地籍調査事業の対象区域は 43 区域（約 180km²）で、全域の調査完了には数十年かかると想定されるが、災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要となることから、調査の推進を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ▽ 共和町災害廃棄物処理計画の策定状況 未策定（H30）
- ▽ 共和町地籍調査事業全体計画図の作成状況 0.3%（約 0.6km²）（R1）

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【評価結果】

① 災害対応に不可欠な建設業との連携

- 後志管内の建設業者と災害時における応急対策業務に関する協定を締結しているが、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保等の応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。
- 減少する建設業就業者の状況を考慮し、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策を促進する必要がある。

② 行政職員の活用

- 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定に基づき、北海道及び道内市町村の職員派遣による相互応援体制が確立されているほか、大規模自然災害時の災害応急体制の確保を図るために、山形県上市市との相互協定を締結し、道外市町村との相互応援体制を築いているため、今後、より一層の応援体制の強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ▽ 国勢調査の建設業就業者における 15～29 歳の構成比 15.9%（H27）

第4章 町における国土強靱化のための施策プログラム

第1項 施策プログラム策定の考え方

「第3章 脆弱性評価」の結果を踏まえ、町における国土強靱化施策の取り組み方針を示す「町における国土強靱化施策のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定したリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、町だけでなく、国、北海道、民間等との適切な役割分担と連携のもとで行うとともに、施設の老朽化対策や耐震化等の「ハード対策」と情報発信、訓練、防災教育等の「ソフト対策」を組み合わせ、20のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに取りまとめる。

第2項 施策プログラムの推進

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標（指標）を設定する。

本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた指標ではなく、施策推進に関わる町、国、北海道、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

第3項 重点事業の設定

施策の推進に当たって、財源的な制約の中で本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮して、事業の重点化を図る必要があることから、共和町総合計画に沿った取り組みや北海道強靱化計画で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点事業を設定する。個別の箇所・地区等については別表に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ重点事業の見直しや新たな設定を行う。

第4項 町における国土強靱化のための施策プログラム

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

① 住宅・建築物等の耐震化

- 共和町耐震改修促進計画に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、耐震改修に関する支援制度の運用の改善など、関係機関が連携したきめ細かな対策を検討する。
- 計画期間の経過した共和町耐震改修促進計画について、必要に応じて改定する。
- 小中学校、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設など、多くの町民等が利用する公共施設について、耐震化された建物を適正に維持する。

② 建築物等の老朽化対策

- 公共建築物の老朽化対策については、共和町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、計画的な維持管理や施設の更新を実施するとともに、未策定の個別施設計画については、策定に努める。

③ 避難場所等の指定・整備

- 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に努めるとともに、避難路について検討する。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、社会福祉施設等を活用した福祉避難所の指定を検討する。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物等について、地域の実情に応じた施設整備を計画的に推進する。

④ 緊急輸送道路等の整備

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、計画的な整備を促進する。

【指標】

- | | | | |
|--------------|-----------|---|-------------|
| ▼ 住宅の耐震化率 | 74% (R1) | → | 76% (R6) |
| ▼ 学校施設長寿命化計画 | 未策定 (R1) | → | 策定 (R6) |
| ▼ 福祉避難所の指定 | 1 か所 (R1) | → | 対象者数を把握して検討 |

【重点事業】

- 共和町公共施設総合管理計画個別施設計画策定事業
- 地区住民センター等建替事業

1-2 土砂災害による死傷者の発生

① 警戒避難体制の整備

- 土砂災害による被害の低減に向け、北海道の実施する基礎調査等の結果に基づき、土砂災害ハザードマップを更新し、土砂災害警戒区域等の周知を行うとともに、土砂災害避難訓練の効果的な実施について検討する。

【指標】

- ▼ 土砂災害ハザードマップ作成状況
策定、全戸配布済み (H30) → 指定があるごとに更新 (指定が完了したら全戸配布)

【重点事業】

- 防災ガイドブック更新事業

1-3 大規模津波等による死傷者の発生

① 津波避難体制の整備

- 津波浸水想定及び津波災害警戒区域の指定等に応じて、津波避難体制を再整備するとともに、津波ハザードマップ及び津波避難計画を見直し、周知する。

【指標】

- ▼ 津波ハザードマップ作成状況 策定、周知済み (H30) → 必要に応じ更新
- ▼ 津波避難計画作成状況 策定済み (H23) → 必要に応じ更新

【重点事業】

- 防災ガイドブック更新事業

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

① 洪水ハザードマップの作成

- 更新した洪水ハザードマップの冊子を全戸配布し、周知する。

② 河川改修等の治水対策

- 町及び北海道のそれぞれの管理河川において、築堤、放水路・ダム・遊水地の整備等の近年の浸水被害等を勘案した重点的な治水対策を推進・促進するとともに、樋門・樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、各施設の長寿命化計画等に基づき、施設の改良整備や老朽化施設の補修・更新、適切な維持管理を推進・促進する。

【指標】

- ▼ 洪水ハザードマップ作成状況 更新済み (H31) → 必要に応じ更新

【重点事業】

- 防災ガイドブック更新事業
- 赤玉川河川改修事業

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

① 暴風雪時における道路管理体制の強化

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、町民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。
- 気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努め、要対策箇所に防雪柵や雪崩予防柵などの対策工を重点的に実施するなど、計画的な施設整備に努める。

② 除雪体制の確保

- 各道路における管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、相互支援体制を強化する。
- 年度ごとに効率的な除雪体制の構築を検討するとともに、募集要件の緩和等を検討し、重機の運転手の確保に努める。

【指標】

▼ 防災行政無線のデジタル化率 0% (R1) → 100% (R4)

【重点事業】

- 防災行政無線施設更新事業

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

① 冬季も含めた帰宅困難者対策

- 災害時における帰宅困難者対策として、防災無線のデジタル化に伴う多様な媒体を通じた情報の迅速な周知を推進するとともに、民間企業と連携し、冬季における一時待避所の周知や勤務地で被災した場合の行動に対する啓発など、帰宅困難者の避難に係る取り組みに努める。

② 積雪寒冷を想定した避難所等の対策

- 避難所等における冬季防寒対策として、毛布、発電機、ストーブ等の暖房器具の備蓄に努めるとともに、資機材を円滑に扱うための訓練を実施する。

【指標】

▼ 毛布類 2,250 枚 (R1) → 3,400 枚 (R4)
▼ 非常用発電機 5 台 (R1) → 5 台 (R6) ※現状維持
▼ 暖房器具 20 台 (R1) → 20 台 (R6) ※現状維持

【重点事業】

- 防災対策用備蓄品購入事業

1-7 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

① 関係機関の情報共有化

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な活用を図るとともに、北海道や他市町村の災害対策本部との連絡員のやり取りなど、関係機関相互の連絡体制を強化する。
- 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、一層の効果的な活用に努める。
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と町を結ぶ総合行政情報ネットワークや衛星携帯電話等の様々な通信手段を活用する。

② 住民等への情報伝達体制の強化

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、各種災害に係る避難勧告等の発令基準を策定する。
- 町民等への災害情報の伝達に必要な市町村防災行政無線の整備を促進するとともに、Lアラート（公共情報コモンズ）を活用したマスメディアによる迅速な情報提供等、多様な手段による災害情報の伝達体制を強化する。

③ 観光客、高齢者等の要配慮者対策

- 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取り組みを推進する。
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な人に対応するため、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者の名簿の作成、避難誘導・支援に関する具体的な計画策定などの対策を推進する。

④ 地域防災活動の促進

- 町内会等の地域コミュニティの活動を活用し、地域防災力の向上に向け、自主防災組織の結成につながるよう促進する。
- 地域防災活動の中心的存在となる消防団の活性化に向けて、消防団員の維持・確保を図る。

⑤ 防災教育の推進

- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。
- 広報紙等で防災特集を組むことにより、町民の防災に対する意識の醸成を図る。

【指標】

▼ 避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定	未策定 (R1) → 策定 (R3)
▼ 〈再掲〉防災行政無線のデジタル化率	0% (R1) → 100% (R4)
▼ 自主防災組織活動カバー率	0% (R1) → 30% (R6)
▼ 消防団員数	158人 (R1) → 200人 (R6)

▼ 学校での防災授業の実施

0クラス (R1) → 6クラス (R6)

【重点事業】

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

① 物資供給等に係る連携体制の整備

- 災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道、他市町村、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを必要に応じて実施する。
- 地理的に離れた市町村との間の「包括交流協定」の締結など、災害時の連携も含む地域間交流を深めるための取り組みを検討する。
- NPO やボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政とボランティア支援団体等との連携により、NPO やボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進する。

② 非常用物資の備蓄促進

- 支援制度の活用等を通じ、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取り組みを推進する。
- 家庭や企業等における備蓄について、啓発活動を強化するなど、各当事者の自発的な備蓄の取り組みを促進する。

【指標】

- ▼ 防災関係の協定件数 16件 (R1) → 17件 (R6)
- ▼ 食料（アルファ化米）の備蓄状況 2,350食 (R1) → 3,000食 (R6)
- ▼ 飲料水の備蓄状況 500リットル (R1)
→ 500リットル (R6) ※現状維持

【重点事業】

- 防災対策用備蓄品購入事業

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

① 防災訓練等による救助・救急体制の強化

- 原子力防災訓練などを通じ、消防、警察、自衛隊をはじめとする官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。

② 自衛隊体制の維持・拡充

- 大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、北海道や他市町村などと連携した取り組みを図る。

③ 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

- 災害対応能力の強化に向け、消防機関における災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。

【指標】

- ▼ 原子力防災訓練実施回数 1回 (R1) → 1回 (R6) ※現状維持
- ▼ 消防の演習等の実施回数 演習1回、訓練2回 (R1)
→ 演習1回、訓練2回 (R6) ※現状維持
- ▼ 広報紙への自衛官募集記事の掲載 年5回 (R1) → 年5回 (R6) ※現状維持

【重点事業】

2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

① 被災時の医療支援体制の強化

- 被災時に、状況に応じた適切な医療救護活動を実施するため、北海道、医師会、日本赤十字社等と連携し、災害時医療に係る支援体制の構築を図る。

② 災害時における福祉的支援

- 高齢独居世帯や重度障がい者など災害時の避難等に支援が必要な人に対応するため、地域福祉委員による支援体制や地域での支援体制の構築を検討する。

③ 防疫対策

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における污水対策など、災害時の防疫対策を推進する。
- 避難所等のトイレ機能を確保するため、非常用の使い捨てトイレ等の備蓄に努める。

【指標】

- ▼ 民生委員の充足率 100% (R1) → 100% (R6) ※現状維持
- ▼ 予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率 100% (R1) → 100% (R6) ※現状維持
- ▼ 非常用使い捨てトイレの備蓄状況 2,300個 (R1) → 2,500個 (R6)

【重点事業】

- 防災対策用備蓄品購入事業

3 行政機能の確保

3-1 行政機能の大幅な低下

① 災害対策本部機能等の強化

- 庁舎被災時の災害対策本部の代替場所について検証し、地域防災計画に定めるとともに、災害対策本部に係る運用事項について、実働訓練等を通じ、実施体制の検証、必要に応じた見直しを行う。
- 地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や救助・救出に重要な役割を担う消防団の機能強化のため、消防団活動への参加を促進する。

② 行政の業務継続体制の整備

- 庁舎や職員が被災し、人材や資源が制限される状況で、被害の影響を最小限にとどめながら優先度の高い業務を維持・継続していくため、業務継続計画を策定する。
- 情報システムについて、外部通信が遮断された場合の非常用サーバへの切り替え訓練等を実施し、対応可能な職員の増加に努めるなど、災害時における行政情報システム機能の維持・継続のための取り組みを推進する。

③ 道外自治体との広域応援・受援体制の整備

- 大規模自然災害時の災害応急体制の確保のための自治体間相互の応援協定を効果的に運用するため、受援計画の策定を検討する。

【指標】

- | | | | |
|-------------|-----------|---|-----------|
| ▼ 〈再掲〉消防団員数 | 158人 (R1) | → | 200人 (R6) |
| ▼ 業務継続計画の策定 | 未策定 (R1) | → | 策定 (R3) |

【重点事業】

4 ライフラインの確保

4-1 エネルギー供給の停止

① 再生可能エネルギーの導入検討

- 大規模自然災害等により既存エネルギーの生産基盤が打撃を受けた場合の代替機能としての活用を勘案しながら、公共施設等における再生可能エネルギーの導入について検討する。

② 避難所等への石油燃料供給の確保

- 災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者との間の平時からの情報共有や連携の強化を図る。

【指標】

- | | | | |
|---------------------|----------|---|---------|
| ▼ 施設等への再生可能エネルギーの導入 | 未導入 (R1) | → | 検討 (R6) |
|---------------------|----------|---|---------|

【重点事業】

4-2 食料の安定供給の停滞

① 食料生産基盤の整備

- 町の農業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、農業施設等の耐震化など、あらゆる防災・減災対策を含め、農業の生産基盤の整備を着実に推進する。
- 町の農業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など、持続的な農業経営に資する取り組みを推進する。

【指標】

- ▼ 農家戸数 376 戸 (H30) → 350 戸 (R6)
- ▼ 耕地面積 5,110 ヘクタール (H30) → 5,000 ヘクタール (R6)
- ▼ 認定農業者への農地集積率 93.8% (H30) → 94.3% (R5)

【重点事業】

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

① 水道施設等の防災対策

- 災害時においても給水機能を確保するため、耐震管への布設替えや老朽化が進む配水池の更新等の計画的な整備に加え、今後の水需要等を考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を推進する。
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進する。

② 下水道施設等の防災対策

- 下水道施設の適正な維持・修繕を続けるとともに、大規模改修の時期の検討等を考慮しながら、計画的な設備更新等に努める。
- 下水道処理区域以外の浄化槽について、国の補助制度を活用し、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する。

【指標】

- ▼ 上水道の基幹管路の耐震適合率 40% (R1) → 50% (R6)
- ▼ 配水池の耐震化率 28.6% (R1) → 42.9% (R6)
- ▼ 下水道ストックマネジメント計画 策定中 (R1) → 策定 (R2)
- ▼ 地震対策上重要な下水管渠の地震対策実施率 100% (R1)

	→ 100% (R6) ※現状維持
▼ 浄化槽のうち合併浄化槽の設置率	16.7% (R1) → 25% (R6)

【重点事業】

- 生活基盤近代化事業（増補改良）
- 配水管布設替事業
- 下水道管理センター施設整備事業
- 下水道施設更新等事業
- 浄化槽設置整備費助成事業

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

① 交通ネットワークの整備

- 災害時の物資輸送や救援救急活動等を迅速に行うために重要な北海道横断自動車道について、未整備区間の早期完成（倶知安余市道路「共和～余市間」、「倶知安～共和間」）や早期工事着手（「黒松内～倶知安間」）を促進するとともに、緊急輸送道路にアクセスする町道の計画的かつ効率的な整備を推進する。
- 災害時の被災者の交通手段の確保のため、平時から、既存公共交通の維持の促進や新たな地域公共交通の導入の推進など、利用者ニーズを把握した持続可能な公共交通体系を構築する。

② 道路施設の防災対策等

- 橋梁をはじめとした道路施設について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。

③ 北海道新幹線の建設促進

- 分散型の国土形成のための基軸となる交通ネットワークであり、大災害時における陸路での高速輸送に不可欠な新幹線の札幌までの開通が可能な限り早期に実現するよう、関係機関と連携し、建設を促進する。

【指標】

▼ 町内を經由する高速・路線バスの路線維持	5路線 (R1) → 5路線 (R6) ※現状維持
▼ 橋梁の予防保全率	100% (R1) → 100% (R6) ※現状維持

【重点事業】

- 旧発足橋橋梁架替事業
- 九号橋橋梁架替事業
- 10号橋橋梁架替事業

5 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

① 企業における業務継続体制の強化

- 大災害時における経済活動の継続を確保するため、企業における業務継続計画の策定や災害に対する事前の備えに向けた取り組みへの支援について、検討する。

【重点事業】

6 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

① ため池の防災対策

- 大規模地震や豪雨等を起因としたため池の決壊などによる二次災害の防止に向け、北海道の調査結果に基づく必要な対策を推進する。

【指標】

【重点事業】

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

① 森林の整備・保全

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進するとともに、野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める。

② 農地・農業水利施設等の保全管理

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、多面的機能支払交付金事業をはじめとする地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

【指標】

- ▼ 農地・農業水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数

17 地区資源保全隊 (R1) → 17 地区資源保全隊 (R6) ※現状維持

【重点事業】

- 町有林整備事業
- 多面的機能支払交付金事業

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

① 災害廃棄物の処理体制の整備

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、廃棄物の分別作業や一時保管を行う仮置場の検討を進めながら、共和町災害廃棄物処理計画を策定し、広域的な視点からの廃棄物処理体制を整備する。

② 地籍調査の実施

- 災害後の円滑な復旧・復興を進めるため、土地境界の把握に必要な地籍調査の推進を図る。

【指標】

- ▼ 災害廃棄物処理計画の策定状況 未策定 (H30) → 策定 (R5)
- ▼ 共和町地籍調査事業全体計画図の作成状況 0.3% (約 0.6km²完了) (R1)
→ 2% (約 4.4km²完了) (R6)

【重点事業】

- 地籍調査事業

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

① 災害対応に不可欠な建設業との連携

- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用や若年層を中心とした担い手の確保促進など、災害時における行政機関と建設業との連携体制の強化を図る。

② 行政職員の活用促進

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、北海道及び他市町村との行政職員の相互応援体制を強化する。

【指標】

- ▽ 国勢調査の建設業就業者における 15～29 歳の構成比 15.9% (H27)
→ 15.9% (R2)

【重点事業】

第5章 計画の推進管理

第1項 施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策ごとの推進管理を行うことが必要である。

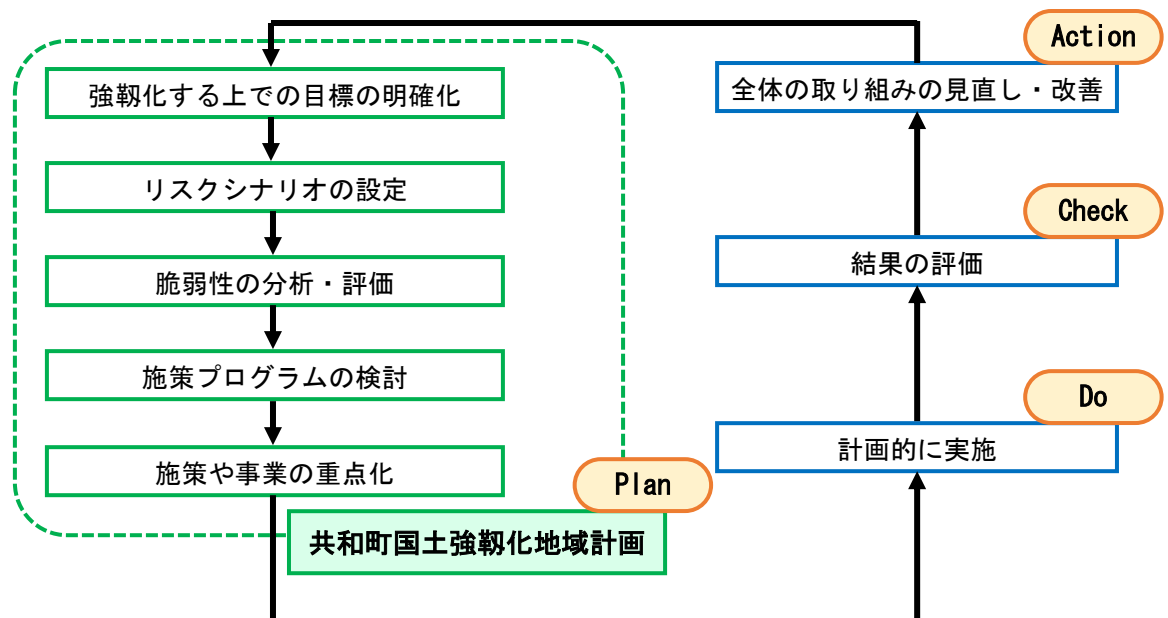
このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

第2項 PDCA サイクルによる計画の着実な推進

本計画の推進に当たっては、各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、さらなる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築する。

また、本計画の進捗管理を行う中で、社会情勢の大きな変化や想定すべき自然災害リスクの変化等により、計画内容の見直しが必要な場合は、随時見直しを行うものとする。

【共和町国土強靱化地域計画のPDCAサイクル】



別表：重点事業一覧

施策プログラム	事業名	箇所名・地区名	担当部署
1-1	地区住民センター等建替事業		生涯学習課
1-1	共和町公共施設総合管理計画 個別施設計画策定事業		総務課
1-2	防災ガイドブック更新事業		総務課
1-3			
1-4			
1-4	赤玉川河川改修事業		環境整備課
1-5	防災行政無線施設更新事業		企画振興課
1-6	防災対策用備蓄品購入事業		総務課
2-1			
2-3			
4-3	生活基盤近代化事業（増補改良）		上下水道課
4-3	配水管布設替事業		上下水道課
4-3	下水道管理センター施設整備事業		上下水道課
4-3	下水道施設更新等事業		上下水道課
4-3	浄化槽設置整備費助成事業		上下水道課
4-4	旧発足橋橋梁架替事業		環境整備課
4-4	九号橋橋梁架替事業		環境整備課
4-4	10号橋橋梁架替事業		環境整備課
6-2	町有林整備事業		産業課
6-2	多面的機能支払交付金事業		産業課
7-1	地籍調査事業		環境整備課